

「外出自粛を呼びかけながら経済再生を先行」「旅行を推奨しながら帰省は自粛を求める」…ちぐはぐな国と自治体の対応に国民は翻弄されています。

今求められるのは感染拡大の抑止、保健所・医療機関の態勢強化です。また、新たに休業要請する場合の休業補償の制度化も必要です。直ちに国会を開き、感染対策に必要な制度の拡充を急ぐべきです。同時に、コロナ禍で疲弊する国民や中小事業者への支援制度の拡充が求められます。

今号は、中小事業者向けの支援制度の中からより多くの方が利用できるものをご紹介します。

持続化給付金支援対象拡大 — フリーランスや新規開業者も対象に —

今年5月から申請受付が始まった中小企業者支援策「持続化給付金」、6月29日からはフリーランスや新規開業者も新たに対象に加わりました。主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、今年1月から3月の間に創業した事業者で支給要件に該当することが条件です。

詳細は経済産業省のHPでご確認ください。

家賃支援給付スタート — 最大6か月分で600万円 —

売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を目的とした給付金です。5月から12月の売上高が ①1か月（前年同月比）で50%以上減少 ②連続する3か月（前年同期比）で30%以上減少の場合が対象です。支給額は、一括支給で支払賃料の3分の2（支払月額賃料が一定額を超えた場合は計算が異なる）の6倍、法人で最大600万円、個人で最大300万円」となっています。

申請は、経済産業省のHPからのウェブ申請となっています。

事業用資産の固定資産税減免 — 令和3年度分が対象 —

中小企業者がコロナウィルスの影響で売上が30%以上減少している場合に、申請により償却資産と事業用建物の固定資産税が減免されます。対象者は「認定経営革新等支援機関」から認定書を発行してもらい来年1月中に申請。売上30%以上50%未満減少は2分の1、50%以上減少で全額、固定資産税と都市計画税が減免されます。

顧問先の会計事務所等が「認定経営革新等支援機関」に登録済みか否かをご確認ください。

資金繰り支援策 — 実質無利子・据置期間最長5年 —

政府系金融機関や民間金融機関では、実質無利息・無担保、信用保証付き融資の保証料減免、借換えも保証料ゼロ・金利負担実質ゼロなど、中小規模の事業者支援策が用意されています。売上の減少がなしでも利用できる融資も含まれています。

詳細は、日本政策金融公庫や取引のある金融機関にお問い合わせください。

公租公課等の支払い猶予 — 基本料金の免除も —

国税・地方税の徴収猶予や、水道料金、NHK受信料、固定電話・携帯電話の料金支払い猶予など、コロナ禍のもと新たな猶予基準を設定して対応しています。

詳しくは各事業者にお問い合わせください。

北 嶺 通 信

建築・リフォームは…

北嶺グループ (株)共同舎へ

2020年

8・9月

NO.76

北嶺不動産有限会社

札幌市東区北31条東17丁目5番24号

T (011) 783-5667 F (011) 783-5768

E-mail hokurei1985@topaz.ocn.ne.jp

URL <http://hokurei-fudousan.co.jp>

※裏面もご覧ください。